

公正証書

正本

大阪法務局所属
堺公証人合同役場

☎590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番18号

(現代堺東駅前ビル)

電話 072-(233) 1412番

FAX 072 (233) 1441番

	1
遺言公正証書	2
本職は、遺言者： の囑託により、	3
、当役場において、後記証人立	4
会の下に以下のとおり遺言の趣旨の口授を録取し、	5
この証書を作成する。	6
本 旨	7
遺言者は、 付大阪法務局所	8
属公証人 遺言	9
公正証書をもってした遺言を含む本遺言より前に	10
した遺言を全て撤回した上、改めて以下のとおり	11
遺言する。	12
第1条（遺産の遺贈）	13
遺言者は、相続開始時に遺言者の有する次の不	14
動産を含む一切の財産を換価換金した上、遺言者	15
の一切の残存債務（公租公課を含む）、遺言者の	16
葬儀費用・埋葬費用等に関する費用、本遺言の執	17
行費用を控除した残金から、次の金員を、次のと	18
おり遺贈する。	19
【受遺者及び受遺財産】	20

① 天理教	1
に、金 1 0 0 万円	2
② 自治会に、金 1 0 0 万円	3
③ 寺	4
に、金 1 0 0 万円	5
④ 天理教	6
金 1 0 0 万円	7
ただし、遺言者の墓地代、花代として。	8
⑤ 個人	9
に、金 7 0 万円	10
⑥ 前記： 寺に、残金全額	11
ただし、同寺における遺言者の位牌、永代供	12
養をお願いする。	13
【不動産】	14
① 土地	15
所在	16
地番	17
地目 宅地	18
地積 8 5 . 9 9 m ²	19
② 土地	20

所在	1
	2
地目 宅地	3
地積 7 . 0 0 m ²	4
③ 建物	5
所在	6
家屋番号	7
種類 居宅	8
構造 木造瓦葺 2 階建	9
床面積 1 階 5 5 . 5 5 m ²	10
2 階 2 9 . 7 5 m ²	11
第 2 条 (遺言執行者)	12
1 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、	13
住所：	14
を指定する。	15
2 遺言執行者は、必要と認めたときは、第三者に	16
その任務を行わせることができるものとし、その	17
選任は遺言執行者に一任する。	18
3 遺言者は、遺言執行者に対し、不動産の売却・	19
これに伴う所有権移転登記手続等の権限、遺言者	20

名義の預貯金等の払戻・解約等の権限、遺言者の	1
残存債務・諸費用の支払、その他本遺言内容を実	2
現するために必要な一切の権限（換価不能な財産	3
の処分等を含む。いずれも相続人らの同意等を要	4
しない）を付与する。また、遺言者名義の貸金庫・	5
保護預り契約がある場合、遺言者は、遺言執行者	6
に対し、その開扉・内容物の受取・解約等の権限	7
（相続人らの同意等を要しない）を付与する。	8
4 遺言執行者には、次の処理を依頼する。	9
① 遺言者死亡に伴う届出等の諸手続	10
② 遺言者の葬儀、埋葬	11
③ 来迎寺における遺言者の位牌永代供養	12
5 遺言執行者は、本遺言執行に要する費用（不動	13
産の売却等に要する費用、換価不能な財産の処分、	14
第4項の処理に要する費用を含む）を、遺言者の	15
遺産から支出することができる。	16
第3条（付言事項）	17
遺言者の葬儀等については、	18
と、	18
様をお願いします。	19
以上	20

本旨外の事項

無 職

遺言者

本職その氏名を知らず面識がないから適法な印鑑証明書によって人違いでないことを証明させた。

証 人

証 人

遺言者および証人に読み聞かせ、かつ閲覧させたところ各自筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

遺言者	印
証人	印
証人	印
この証書は民法第969条第1号乃至第4号所定の方	
式に従い作成し同条第5号に基づき次に署名押印する	
ものである。	
当役場において。	
大阪法務局所属	
公証人	印
この正本は	囑託により原本に基づき作成
した。	
前同日同所において。	
大阪法務局所属	
公証人	

